

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月31日（平成30年（行情）諮問第334号）

答申日：令和元年5月14日（令和元年度（行情）答申第11号）

事件名：「行政文書開示請求書（特定番号）に係る補正について」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月17日付け愛労発総0517第4号により愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。  
法5条1号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、平成30年3月19日付け（同日受付）で処分庁に対し、法3条の規定に基づき、「保有する文書名・内容を明確にせず、補正を求めた事案に係る事務手続がわかる文書H29年度（開示請求人との面談記録を含む）」に係る開示請求を行った。

（2）これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年5月22日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号の規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えます。

#### 3 理由

（1）本件対象文書の特定について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書 1 ないし文書 15 に係る決裁文書である。なお、開示請求人との面談記録については、諮問に当たり処分庁に確認したところ、これを作成していないため、当該文書は保有していないとのことであった。

(2) 不開示情報（法 5 条 1 号）該当性について

各決裁文書について、起案用紙、決裁文書案（補正の内容が記載された別紙及び回答書を含む）、開示請求人が提出した行政文書開示請求書及び開示請求人への補正依頼に係る通知の写しが添付されているほか、文書 7 の決裁文書には、当該開示請求に係る担当課である愛知労働局特定部 A 特定課 A と開示請求窓口である愛知労働局特定部 B 特定課 B において補正に係る方針等について連絡調整した文書が添付されており、原処分においては、別表の 3 欄及び 4 欄に掲げる部分を不開示とした。

ア 本件対象文書のうち、別表の 4 欄に掲げる開示請求人の氏名、筆跡、開示請求人の特徴がわかる部分については、公にすることで、特定の個人を識別することができる情報であるため、法 5 条 1 号に該当し、かつ同号イからハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 本件対象文書のうち、別紙に掲げる文書 8 ないし文書 15 に係る決裁文書のうち開示請求人が提出した行政文書開示請求書（通番 7 及び通番 8）については、開示請求人が独自に作成したものであって、具体的な内容を公にすることで、特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるようになる情報であるため、法 5 条 1 号に該当し、かつ同号イからハのいずれにも該当しないことから、日付、標題及び宛名の部分を除き、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分

別表の 3 欄に掲げる情報については、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「当該不開示情報は法 5 条 1 号に該当しない」旨主張しているが、本件対象文書に係る不開示情報該当性については、上記 3（2）で示したとおりであるため、審査請求人の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件対象文書については、原処分の一部を変更し、上記 3（3）に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法 5 条 1 号に基づき原処分を維持することが妥当であると考えられる。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月6日 審議
- ④ 平成31年4月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和元年5月10日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は別紙の文書1ないし文書15であり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とした部分の一部を新たに開示し、その余の部分については、なお不開示とすることが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

(1) 不開示部分は、特定の開示請求人の氏名、住所及び電話番号、当該開示請求人が行った開示請求に係る請求先、日付、請求文書の名称及び開示請求手数料並びに当該開示請求人の特徴に関する記載であり、当該開示請求人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(2) 通番5ないし通番8及び通番12のうち、別表の5欄に掲げる部分について検討すると、原処分において開示されている情報若しくは諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報と同様の内容又はこれらの情報から推認できる内容であると認められることから、法5条1号ただし書イに該当する、又は同号ただし書イないしハには該当しないが、開示しても当該開示請求人の権利利益を害するおそれがなく、法6条2項に基づき部分開示できると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(3) その余の部分について、法5条1号ただし書該当性について検討すると、いずれの情報も法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示について検討すると、特定の開示請求人の氏名、住所及び電話番号は、個人識別部分であり、部分開示の余地はなく、その余の部分は、当該開示請求人の関係者等一定範囲の者

には、当該個人が特定されるおそれがあることから、部分開示できない。  
したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが  
妥当である。

### 3 付言

処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄と同一の文書名を開示決定通知書に記載した上で、本件対象文書を一部開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した文書名として別紙の1ないし15に掲げる文書の名称を記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

## 別紙

- 文書 1 行政文書開示請求書（開第 1 4 1 号）に係る補正について
- 文書 2 行政文書開示請求書（開第 1 4 7 号及び開第 1 4 8 号）に係る補正について
- 文書 3 行政文書開示請求書（開第 1 5 0 号及び開第 1 5 5 号）に係る補正について
- 文書 4 行政文書開示請求書（開第 1 5 8 号，開第 1 5 9 号及び開第 1 6 0 号）に係る補正について
- 文書 5 行政文書開示請求書（開第 1 5 8 号，開第 1 5 9 号及び開第 1 6 0 号）に係る補正の督促について
- 文書 6 行政文書開示請求書（開第 1 7 2 号ないし開第 1 8 1 号）に係る補正の督促について
- 文書 7 行政文書開示請求書（開第 1 7 2 号ないし開第 1 8 1 号）に係る補正について
- 文書 8 行政の開示（開第 7 1 号）に係る補正について
- 文書 9 行政文書開示請求書（開第 7 1 号）に係る補正の督促について
- 文書 1 0 行政文書の開示（開第 7 3 号）に係る補正通知について
- 文書 1 1 行政文書開示請求書（開第 7 3 号及び開第 7 4 号）に係る補正の督促について
- 文書 1 2 行政文書の開示（開第 7 4 号）に係る補正通知について
- 文書 1 3 行政文書開示請求書（開第 7 3 号及び開第 7 4 号）に係る補正の督促について
- 文書 1 4 行政文書開示請求書（開第 1 0 6 号）に係る補正の督促について
- 文書 1 5 行政文書開示請求書（開第 1 0 6 号）に係る補正について

別表

1 通 番	2 本件対象文書のうち、原処分において一部不開示とされた文書	原処分における不開示部分		5 開示すべき部分
		3 諮問に当たり開示する部分	4 不開示を維持する部分	
1	別紙に掲げる文書1ないし文書9及び文書11並びに文書13ないし文書15に係る決裁文書のうちの起案文書	なし	開示請求人の氏名	
2	別紙に掲げる文書10及び文書12に係る決裁文書のうちの起案文書	開示請求人が請求した内容がわかる部分	開示請求人の氏名	
3	別紙に掲げる文書1ないし文書15に係る決裁文書のうちの決裁文書案	なし	開示請求人の氏名	
4	別紙に掲げる文書1ないし文書11及び文書13ないし文書15に係る決裁文書のうち決裁文書案の別紙	「1. 「請求する行政文書の名称等」について」のうち開示請求人が請求した内容がわかる部分及び当該内容を推定できる部分	なし	
5	別紙に掲げる文書1, 文書2及び文書4ないし文書6に係る決裁文書のうち開示請求人が提出した行政文書開示請求書	「2. 求める開示の実施の方法等」のうち<実施の方法>の部分	開示請求人の筆跡がわかる部分	宛先, 日付, 請求する行政文書の名称及び開示請求手数料欄
6	別紙に掲げる文書7に係る決裁文書のうち開示請求人が提出した行政文書開示請求書	なし	開示請求人の筆跡がわかる部分	日付, 請求する行政文書の名称及び開示請求手数料欄

7	別紙に掲げる文書8に係る決裁文書のうち開示請求人が提出した行政文書開示請求書	なし	日付, 標題及び宛名を除いた部分	7行目ないし最終行
8	別紙に掲げる文書9ないし文書15に係る決裁文書のうち開示請求人が提出した行政文書開示請求書	日付	標題及び宛名を除いた部分	7行目ないし最終行
9	別紙に掲げる文書1, 文書3ないし文書10及び文書12ないし文書15に係る決裁文書のうち開示請求人への補正依頼に係る通知の写し	なし	開示請求人の氏名	
10	別紙に掲げる文書2に係る決裁文書のうち開示請求人への補正依頼に係る通知の写し	別紙のうち開示請求人が請求した内容がわかる部分	開示請求人の氏名	
11	別紙に掲げる文書11に係る決裁文書のうち開示請求人への補正依頼に係る通知の写し	日付	開示請求人の氏名	
12	別紙に掲げる文書11及び文書13に係る決裁文書のうち開示請求人が提出した補正依頼に対する回答	日付	標題及び宛名を除いた部分	7行目ないし最終行
13	別紙に掲げる文書7に係る決裁文書のうち特定課Aと開示請求窓口である特定課Bにおいて補正に係る方針等について連絡調整した文書	愛知労働局の対応方針, 開示請求人が請求した内容がわかる部分及び補正案	開示請求人の氏名及び開示請求人の特徴を記載した部分	